

建築確認申請等の手数料について

郡山市開発建築指導課

令和4年10月1日現在

1 建築物の建築確認、中間検査及び完了検査の申請手数料

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査なし	中間検査あり
30㎡以内のもの	8,000円	13,000円	14,000円	12,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	15,000円	16,000円	16,000円	15,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	23,000円	20,000円	22,000円	20,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	29,000円	28,000円	29,000円	28,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	51,000円	45,000円	49,000円	46,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	71,000円	60,000円	67,000円	63,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	212,000円	135,000円	157,000円	151,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	333,000円	209,000円	241,000円	235,000円
50,000㎡を超えるもの	647,000円	427,000円	488,000円	482,000円

※以下については、申請に係る床面積の1/2について、1の手数料が適用されます。

・計画変更、用途変更、大規模修繕、大規模模様替え、移転

2 建築設備及び工作物の確認、中間検査及び完了検査の申請手数料

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	
				中間検査なし	中間検査あり
建築設備	14,000円	7,000円	17,000円	18,000円	16,000円
小荷物専用昇降機	7,000円	4,000円	—	11,000円	—
工作物	12,000円	6,000円	13,000円	13,000円	—

3 道路位置指定の申請手数料

道路の位置の指定の申請	50,000円
-------------	---------

4 許可・認定等の申請手数料

(「法」とは「建築基準法」を、「法施行令」とは「建築基準法施行令」を指します)

No.	関係条文	許可・認定等の名称	手数料額
1	法第7条の6第1項(法第87条第4又は法第88条第1項若しくは第2において準用する場合を含む)	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定	120,000円
2	法第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	27,000円
3	法第43条第2項第2号	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	33,000円
4	法第44条第1項第2号	公衆用便所等の道路内における建築許可	33,000円
5	法第44条第1項第3号	道路内における建築認定	27,000円
6	法第44条第1項第4号	公共歩廊等の道路内における建築許可	170,000円
7	法第47条ただし書	壁面線外における建築許可	170,000円
8	法第48条第1項ただし書～第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を)	用途地域における建築許可	180,000円
9	法第48条第16項第1号	特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転における建築許可	120,000円
10	法第48条第16項第2号	日常生活に必要な建築物における建築許可	140,000円
11	法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む)	特殊建築物等敷地許可	170,000円
12	法第52条第10項、第11項、第14項又はマンション建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項	建築物の容積率の特例許可	170,000円
13	法第53条第4項	隣地境界から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の特例許可	170,000円
14	法第53条第6項第3号	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	170,000円
15	法第53条の2第1項第3号、第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む)	建築物の敷地面積の許可	170,000円
16	法第55条第2項	建築物の高さの特例認定	27,000円
17	法第55条第3項各号	建築物の高さの許可	170,000円
18	法第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	170,000円

No.	関係条文	許可・認定等の名称	手数料額
19	法第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
20	法第57条の2第1項	敷地の特例容積率の限度に係る指定	敷地の数が2 78,000円
			敷地の数が3以上 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
21	法第57条の3第1項	敷地の特例容積率の限度に係る指定取消	6,400円に現に存する敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
22	法第57条の4第1項ただし書	特例容積率適用地区内の建築物の高さに係る特例許可	170,000円
23	法第59条第1項第3号	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	170,000円
24	法第59条第4項	高度利用地区における建築物の各部分の高さの特例許可	170,000円
25	法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	170,000円
26	法第60条の2第1項第3号	都市再生特別地区の建築物の容積率、建ぺい率、建築面積及び高さの特例許可	170,000円
27	法第67条第3項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の最低限度の特例許可	170,000円
28	法第67条第5項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置の特例許可	170,000円
29	法第67条第9項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び建築物の高さの特例許可	170,000円
30	法第68条第1項第2号	景観地区内における建築物の高さの特例許可	170,000円
31	法第68条第2項第2号	景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可	170,000円
32	法第68条第3項第2号	景観地区内における建築物の敷地面積の最低限度の特例許可	170,000円
33	法第68条第5項	景観地区内における建築物の各部分の高さの特例認定	27,000円
34	法第68条の3第1項、第2項、第3項、第7項	再開発等促進等の区域における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
35	法第68条の3第4項	再開発等促進等の区域における建築物の各部分の高さの許可	170,000円

No.	関係条文	許可・認定等の名称		手数料額
36	法第68条の4第1項	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
37	法第68条の5の2	防災街区整備地区計画区域内の建築物の容積率の特例認定		27,000円
38	法第68条の5の3第2項	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可		170,000円
39	法第68条の5の5第1項	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
40	法第68条の5の5第2項	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
41	法第68条の5の6	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
42	法第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可		170,000円
43	法第85条第6項	仮設建築物建築許可	3月以内のもの	60,000円
			3月を超えるもの	120,000円
44	法第85条第7項	仮設建築物建築許可	1年を超えるもの	170,000円
45	法第86条第1項	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合における当該一団地の建築物の特例認定	建築物の数が1又は2	78,000円
			建築物の数が3以上	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
46	法第86条第2項	既存建築物を前提として総合的設計による建築物の特例認定	既存建築物を除く建築物の数が1	78,000円
			既存建築物を除く建築物の数が2以上	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
47	法第86条第3項	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合における当該一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可	建築物の数が1又は2	238,000円
			建築物の数が3以上	238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

No.	関係条文	許可・認定等の名称		手数料額
48	法第86条第4項	既存建築物を前提として総合的設計による建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可	既存建築物を除く建築物の数が1	238,000円
			既存建築物を除く建築物の数が2以上	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
49	法第86条の2第1項	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	一敷地内認定建築物を除く建築物の数が1	78,000円
			一敷地内認定建築物を除く建築物の数が2以上	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
50	法第86条の2第2項	一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可	建築物の数が1	238,000円
			建築物の数が2以上	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
51	法第86条の2第3項	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	一敷地内許可建築物を除く建築物の数が1	238,000円
			一敷地内許可建築物を除く建築物の数が2以上	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
52	法第86条の5第1項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
53	法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
54	法第86条の8第1項	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定		27,000円
55	法第86条の8第3項	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定		27,000円
56	法第87条の2第1項	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定		申請に係る床面積の1/2に応じ、1に定める額
57	法第87条の3第5項	興行場等用途変更許可申請手数料	3月以内のもの	60,000円
			3月を超えるもの	120,000円
58	法第87条の3第6項	特別興行場等用途変更許可申請手数料		170,000円

No.	関係条文	許可・認定等の名称	手数料額
59	法施行令第115条の2第1項第4号ただし書	建築物の外壁及び軒裏の特例認定	27,000円
60	法施行令第131条の2第2項	計画道路等を前面道路とみなす特例認定	27,000円
61	法施行令第131条の2第3項	壁面線の指定等を前面道路の境界線又はその反対側の境界線とみなす特例認定	27,000円
62	法施行令第137条の16第2号	既存建築物の移転に係る特例認定	27,000円